

司法試験予備試験・本試験合格のために

文責：弁護士 伊奈 達也

◆本日のテーマ

- 1 司法試験予備試験・本試験に合格するために必要な能力
- 2 合格するための勉強方法
- 3 答案の書き方～法的三段論法を中心に～

第1 司法試験予備試験・本試験に合格するために必要な能力

1 どのような試験か

(1) 予備試験

予備試験とは、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する試験で、合格すると司法試験受験資格が得られる。

| | 短答式試験 | 論文式試験 | 口述試験 |
|----------|--|---|--|
| 受験資格 | 特になし | 当該年度の短答式試験合格者 | 当該年度の論文式試験合格者 |
| 実施時期 | 5月中頃 | 7月頃 | 10月頃 |
| 試験日 | 1日 | 2日間 | 1日あるいは2日間 |
| 科目 | <ul style="list-style-type: none"> ◆法律基本科目（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法） ◆一般教養科目（人文科学，社会科学，自然科学，英語） | <ul style="list-style-type: none"> ◆法律基本科目（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法） ◆法律実務基礎科目（民事訴訟実務，刑事訴訟実務及び法曹倫理） ◆一般教養科目（人文科学，社会科学，自然科学） | <ul style="list-style-type: none"> ◆法律実務基礎科目（民事，刑事） |
| 試験問題出題形式 | <ul style="list-style-type: none"> ◆マークシートによる解答。 ◆法律基本科目 | <ul style="list-style-type: none"> ◆各科目1題程度。一般教養科目は，素材やテーマを与えた上で，小論文の作 | <ul style="list-style-type: none"> ◆法的な推論，分析及び構成に基づいて弁論をする能 |

| | | | |
|------|---|--|------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・各科目10～15題程度の出題。全問題解答。 ・試験時間は憲法と行政法で1時間、民法・商法・民訴で1時間30分、刑法・刑訴で1時間とし、それぞれ一括した試験時間で実施。 ◆一般教養科目 <ul style="list-style-type: none"> ・40問程度の出題から、20問を選択して解答。試験時間は1時間30分。 | <p>成を求めるものとし、1題を出題。</p> <p>◆試験時間は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律基本科目は、憲法と行政法で2時間20分、民法・商法・民訴で3時間30分、刑法・刑訴で2時間20分とし、それぞれ一括した試験時間で実施。 ・法律実務基礎科目は、民事・刑事あわせて3時間。 ・一般教養科目は1時間。 | <p>力を有するかどうかを判定する。</p> |
| 合否判定 | 合計得点 | 合計得点 | 合計得点 |

(2) 司法試験本試験

司法試験とは、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に、必要な学識・応用能力を備えているかどうかを判定するための国家試験であり、法科大学院課程の修了者及び司法試験予備試験の合格者を対象に行われる。

| | |
|---------|--|
| 受験資格 | 法科大学院課程の修了者及び司法試験予備試験の合格者 |
| 期間・回数制限 | <p>法科大学院課程の修了者は、同課程修了の日後の最初の4月1日から5年間の期間（受験期間）において5回受験することができる。</p> <p>司法試験予備試験の合格者は、同試験合格発表の日後の最初の4月1日から5年間の期間（受験期間）において5回受験することができる</p> |
| 試験内容 | <p>◆短答式 憲法、民法、刑法の3科目</p> <p>◆論文式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目） ・民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目） ・刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目） ・選択科目（専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する1科目） |

| | |
|------|---|
| | ※選択科目：知的財産法，労働法，租税法，倒産法，経済法，国際関係法（公法系），国際関係法（私法系），環境法 |
| 合否判定 | 短答式試験の合格に必要な成績を得た者につき，短答式試験および論文式試験の成績を総合して判定される。 ※なお，短答式試験及び論文式試験において最低ラインに達していない科目が1科目でもある者については，それだけで不合格とされる。 |
| 試験時期 | 5月中旬に4日間の日程で短答式試験と論文式試験が行われ，受験者全員が両方の試験を受ける。 |

2 どのような能力が求められるか

司法試験本試験の論文式試験では，次のような能力があるかどうかを試すものとされている。これは，予備試験においても同様だと考えられる。

(1) 民法の場合

◆平成30年司法試験の採点実感等に関する意見（民法）

民法上の問題についての基礎的な理解を確認し，その応用を的確に行うことができるかどうかを問うこととし，当事者間の利害関係を法的な観点から分析し構成する能力，様々な法的主張の意義及び法律問題相互の関係を正確に理解し，それに即して論旨を展開する能力などを試そうとするものである。

その際，単に知識を確認するにとどまらず，掘り下げた考察をしてそれを明確に表現する能力論理的に一貫した考察を行う能力，及び具体的事実を注意深く分析し，法的な観点から適切に評価する能力を確かめることとした。

(2) 刑法の場合

◆平成30年司法試験の採点実感等に関する意見（刑法）

刑法総論・各論の基本的な知識と問題点についての理解の程度，事実関係を的確に分析・評価し，具体的事実法規範を適用する能力，結論の妥当性や，その結論に至るまでの法的思考過程の論理性，論述力等を総合的に評価する

各科目によって若干の差はあるものの，司法試験予備試験，ひいては司法試験本試験に合格するための能力は共通するところがある。それは，概ね次の4つである。

◆合格に必要な能力

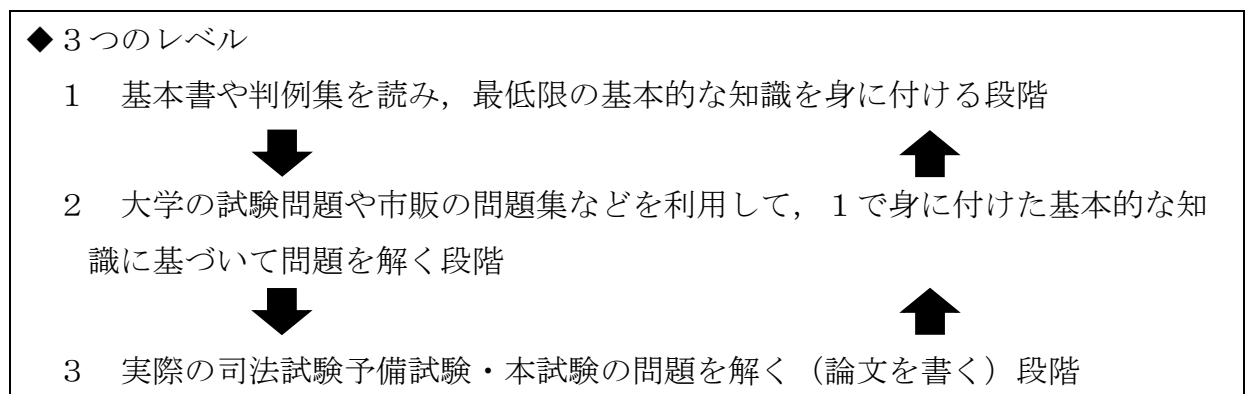
- ① 基本的な知識を正確に理解し，応用できる能力
- ② ①に基づいて事実関係を的確に分析し，問題点を把握する能力
- ③ ②の問題点を解決するための法規範を的確に選択・提示し，その法規範に具体的事実を適切に評価・意味づけして当てはめる能力
- ④ 結論に至るまでの法的思考過程を文章や口頭で論理的に表現できる能力

以上の能力が1つでも欠けると、司法試験予備試験には合格しない。当然、司法試験本試験にも合格しない。

第2 合格するための勉強方法

1 3つのレベルの往復

受験生の勉強のレベルは、大きく分けて、次の3つに分けることができる。



司法試験予備試験・本試験合格のために必要な勉強量は膨大であり、一度基本書や判例集を読んだからといって基本的知識が身に付くものではない。自分では正確に理解したと以为ていても、その理解が誤っていることもある。しかも、人間は忘れる生き物であるから、一度覚えたことも放っておくとすぐに忘れてしまう。さらに、基本的知識を理解したと以为ていても、いざ実際の問題を解く段階で、その基本的知識をどう使っているかよいかわからないこともある。実際に司法試験の予備試験・本試験の問題を解いてみて、初めて基本的知識が理解できるようになるということも珍しくない。

したがって、司法試験予備試験・本試験に合格するための勉強は、1つレベルが上がったらもはや下のレベルはやらなくてよいというものではなく、常に行ったり来たりを繰り返すものだとすることを理解してほしい。

2 基本的な知識を定着させること

司法試験予備試験・本試験に合格するためには、「基本的な知識を定着させること」が最も重要である。

「基本的な知識」とは、条文（要件と効果）、定義、趣旨、判例百選に掲載されているレベルの重要判例の事案と規範に関する知識等をいう。また、「定着させる」とは、基本的な知識に基づいて事案を分析して問題点を把握し、問題点を解決するための方法を検討して、その検討の結果を文章や口頭で分かりやすく表現することができることをいう。司法試験予備試験・本試験に合格しない人は、基本的な知識の定着が足りないことが原因であることが多い。

受講生の皆さんの多くはまだ1のレベルにいると思われるが、早く1のレベルから2, 3のレベルに進んでほしい。「自分はまだ勉強不足だから1のレベルの勉強を続けたい。2, 3のレベルに進むのはじっくり知識を付けてから。」と考えている人もいるかもしれない。しかし、このような考えに基づいて基本書や判例集ばかり読んでいては、いつまでたっても基本的な知識は定着しないし、合格に必要な①から④の能力は身に付かない。2, 3のレベルに進み、1のレベルから3のレベルの往復を繰り返すようになって初めて、基本的な知識が定着し、合格に必要な①から④の能力が身に付くようになる。

3 目標から逆算して勉強すること

司法試験予備試験・本試験に合格するためには、過去問を解いて実際の試験内容を体験し、理解する（3のレベルの勉強）ことが極めて重要である。

まず、過去問を解いて、試験当日に何をすべきなのか考える。次に、試験当日にすべきことを明確にした上で、普段の勉強では試験当日にすべきことの反復練習を行う。試験当日にすべきことが分からなければ、普段の勉強が的外れな努力に終わってしまう。試験当日にすべきことが分かっているのに実践できないという結果に終わってしまう。

このように、目標（＝司法試験予備試験・本試験合格）から逆算して勉強することが大切である。

第3 答案の書き方～法的三段論法を中心に～

1 法的三段論法とは何か

(1) 三段論法

三段論法とは、論理学における論理的推論の方法の1つであり、大前提・小前提・結論という3つの命題から構成される。

◆三段論法

大前提：すべての人間は死ぬ。

小前提：Aは人間である。

結論：ゆえにAは死ぬ。

(2) 法的三段論法

ア 意義

法規の適用において用いられる三段論法を「法的三段論法」という。法的三段論法とは、大前提たる法規と小前提たる具体的事実から法の適用に関する結果を導き出す推論方法である。

◆法的三段論法

大前提：法規（条文・条文解釈により定立される規範等）

小前提：具体的事実

結論：法適用の結果

イ 大前提：法規

法的三段論法における大前提は、法規である。例えば、法律の条文や、条文解釈により定立された定義や規範などがこれに当たる。

法律の条文の文言の意味内容が一義的に明らかであれば、そのまま法的三段論法における大前提とすればよい。しかし、法律の条文は抽象的に規定されているため、条文の文言だけではその意味内容が不明確で、そのままでは大前提とすることができない。そこで、抽象的な条文の文言の意味内容を具体的に明らかにして、その定義・規範を定立する作業が必要となる。その作業が「法解釈」である。法的三段論法において大前提を示す場合には、多くの場合法解釈が伴う。

ウ 小前提：具体的事実

法的三段論法における小前提は、具体的な事実である。抽象的な事実ではなく、実際に生じた具体的な事実が小前提となる。

エ 結論：法適用の結果

法的三段論法における結論とは、前記大前提たる法規・法令と小前提たる具体的事実から推論される法適用の結果である。

◆法的三段論法の具体例

大前提：人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する（刑法199条）。

小前提：AはBを殺した。

結論：Aは、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処せられる。

◆解釈を伴う法的三段論法の具体例

大前提：人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する（刑法204条）。

「傷害」とは、人の生理的機能を害することや健康状態を不良に変更することをいうと解すべきである。なぜならば、刑法204条は人の身体の安

全を保護法益としているからである。

小前提：Aは、Bに多量の睡眠薬が入ったジュースを飲ませている。これにより、Bには意識障害及び筋弛緩作用を伴う急性薬物中毒の症状が生じているから、AはBの健康状態を不良に変更したといえる。したがって、Aは、Bの身体を「傷害」したといえる。

結論：Aは、15年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。

オ 問題提起について

以上のとおり、法的三段論法とは、大前提に小前提を当てはめて結論を導くことであり、問題提起は法的三段論法の一部ではない。

問題提起は、大前提において条文の解釈論を論じる際に、なぜそのような解釈論を論じることが必要になるのか示すために行うことが多い。

アメリカでは、問題提起も含めて、法的三段論法のことを「IRAC」ということがある。

◆ IRAC

I = issue = 問題提起

R = reasoning = 要件定立

A = application = あてはめ

C = conclusion = 結論

2 実践

では、以下の2つの事例において、Xや甲の行為が殺人罪の実行行為に該当するか、法的三段論法を用いて論じてみよう。

まず、①大前提たる殺人罪の実行行為の意義を正確に示す必要がある。次に、②殺人の実行行為に該当するかどうかの判断に必要な事実（小前提）を拾い上げて、なぜそのような事実があるとXや甲の行為が殺人罪の実行行為に該当すると評価できるのか、その理由を説明する（事実を評価する、事実の意味づけを行うということ）。最後に、③大前提に小前提を当てはめた結論を示すべきである。

◆ 事案1

Xは、Yを殺害しようと企て、刃渡り約13センチメートルの鋭利な出刃包丁（以下「本件包丁という。」）を持って深夜Y宅に侵入した。寝室で寝ていたYを見つけたXは、本件包丁を逆手に持ち、寝ていたYの左胸部に本件包丁を突き刺した。

その結果、Yは、心臓、左肺、及びその付近の重要な血管を著しく損傷し、失血死した。

◆事案2 平成23年司法試験論文式試験刑事系第1問(刑法)より一部抜粋・修正

甲は、車を降りて側道にある自動販売機まで行こうとして歩いていたが、前方から歩いてきた乙と肩がぶつかり、そのことが原因で乙とけんかとなった。突然乙がナイフを取り出してきたので、甲は、身の危険を感じて逃げようと思い、車の運転席に乗り込み、運転席ドアの鍵を掛け、エンジンをかけて車を発進させた。甲が車を発進させた場所は、片側3車線のアスファルト舗装された道路であり、甲の車の前方には信号機があり、その手前には赤信号のため車が数台止まっていた。

甲は、前方に車が止まっていたので、低速で車を走行させたところ、乙は、走って同車を追い掛け、運転席側ドアの少し開けられていた窓ガラスの上端部分を左手でつかみ、窓ガラスの開いていた部分から右手に持ったナイフを車内に突っ込み、運転席に座っていた甲の頭部や顔面に向けて何度か突き出しながら、「てめえ、やくざ者なめんな。降りてこい。」などと言って甲に車から降りてこさせようとした。

甲は、信号が変わり前方の車がなくなったことから、しつこく車についてくる乙を何とかして振り切ろうと思い、アクセルを踏んで車の速度を上げた。乙は、車の速度が上がるにつれて全速力で走り出したが、次第に走っても車に追い付かなくなったため、運転席側ドアの窓ガラスの上端部分と同ドアのドアミラーの部分を両手でつかみ、運転席側ドアの下にあるステップに両足を乗せて車に飛び乗った。なお、甲の車は、四輪駆動の車高が高いタイプのものであった。

甲は、乙がそのような状態にあることに気付いたものの、乙から逃れるため、「乙が路面に頭などを強く打ち付けられてしまうだろうが、乙を振り落としてしまおう。」と思い、アクセルを更に踏み込んで加速するとともに、ハンドルを左右に急激に切って車を左右に蛇行させ始めた。乙は、それでも、開いていた運転席側ドア窓ガラスの上端部分を左手でつかみ、ナイフを持った右手の拳で窓ガラスをたたきながら、「てめえ、降りてこい。車を止めろ。」などと言っていた。しかし、甲が最初に車を発進させた場所から約250メートル車が進行した地点(甲が車を加速させるとともに蛇行運転を開始した地点から約200メートル進行した地点)で、甲が何回目かにハンドルを急激に左に切って左方向に車を進行させた際、乙は、手で自分の体を支えることができなくなり、車から落下して路上に転倒し、頭部を路面に強打した。その際の車の速度は、時速約50キロメートルに達していた。甲は、乙を車から振り落とした後、そのまま逃走した。

乙は、頭部を路面に強打した結果、頭蓋骨骨折及び脳挫傷等の大怪我を負い、目撃者の通報で臨場した救急車によって病院に搬送され、救命処置を受けて一命を取り留めたものの、意識は回復せず、将来意識を回復する見込みも低いと診断された。